

11月は計量強調月間です

商業観光課 ☎0276-47-1833
県計量検定所 ☎027-263-2436

水道メーター、はかり、ガソリンメーターなど、身の回りにはさまざまな計量器があります。安全・安心な暮らしにはこれらが正しく使われることが重要です。

この機会に計量器に目を向けてみましょう。

県計量検定所での相談

家庭の体重計や料理用はかりなどの精度確認や計量の相談を受け付けています。

日時 月～金曜日(祝日、年末年始を除く)、午前9時～午後4時

相談方法 直接または電話で、同所へ

消防設備士試験(甲種・乙種)

消防本部予防課 ☎0276-33-0202

日時 令和3年1月16日(土)=午後1時15分～、17日(日)=午前9時45分～(乙種6類のみ17日、午後2時15分～)

会場 ヤマダグリーンドーム前橋

受験料 甲種=5700円 乙種=3800円

申し込み 11月19日(木)～12月3日(木)(土・日曜日を除く)に受験願書に必要書類を添えて、直接または郵送で消防試験研究センター群馬県支部へ

※願書は消防本部予防課・各消防署(分署・出張所を除く)で配布しています。

※11月16日(月)～30日(月)は電子申請も受け付けます。詳しくは同センターHPをご覧ください。

プレミアム金券申し込みは11月10日(火)までに!

商業観光課 ☎0276-47-1833

希望者はお早めに申し込みください。

なお、購入引換券(往復はがきの返信欄)をお持ちの人は11月30日(月)までに購入してください(代理購入可)。

販売金額 1冊5000円(額面7500円)
※最大3万円分の金券を2万円で購入できます(抽選なし)。

対象 市内に住民登録(9月25日時点)がある18歳以上の世帯の代表者

申し込み 11月10日(火)まで(消印有効)に往復はがきに必要事項を記入して、商業観光課プレミアム金券係へ

往信面 宛先 返信面 裏面

郵便番号はがき
3738718
63円
商業観光課
プレミアム金券
係

住所記入不要
山折り
※「購入引換券」として、後日交付するので、販売会場へ持参してください。

記入不要

返信面 宛先 往信面 裏面

郵便番号はがき
郵便番号
63円
申込者の氏名
様

申込者の住所
谷折り
①申込者の氏名(ふりがな)
②申込者の住所
③申込者の生年月日
④申込世帯の世帯主氏名
⑤申込世帯の世帯主生年月日
⑥連絡先電話番号(日中に連絡が取れる番号)
⑦購入希望冊数(1～4冊までの希望冊数を記入)
※1世帯1回の申し込みに限る(世帯とは、住民票の単位のことです)。

※個人情報は購入申し込み手続き以外には使用しません。

まちづくり

宝くじの助成金で集会所の備品を整備

地域総務課 ☎0276-47-1923

助自治総合センターの宝くじ助成金を活用して九合地区の各地区自治会でテントやエアコン、冷蔵庫などの備品を整備しました。

この事業は、宝くじの社会貢献広報事業として、宝くじの受託事業収入を財源として、地域社会の健全な発展を図ることを目的に実施しているコミュニティ助成事業です。



税金

年末調整や確定申告に必要な控除証明書を発行します

太田年金事務所 ☎0276-49-3716
ねんきんダイヤル
☎0570-05-1165

令和2年1月1日～9月30日の間に国民年金保険料を納付した人へ「社会保険料(国民年金保険料)控除証明書」を日本年金機構から郵送します。届いたら、大切に保管してください。

固定資産税・都市計画税の特例

資産税課 ☎0276-47-1920

新型コロナウイルスの影響で減収した中小企業者などの人は令和3年度固定資産税・都市計画税の特例を受けることができます。

対象 令和2年2～10月の連続する3カ月間の収入が対前年比で30%以上減少している中小企業者など(認定経営革新等支援機関などの確認が必要)

軽減率 減収率50%以上→全額減収率30%以上50%未満→2分の1

軽減対象 償却資産および事業用家屋

申請方法 申請書に必要書類を添えて2月1日(月)までに直接または郵送で、資産税課(市役所2階)へ



スマートフォンから納税ができます!!

収納課 ☎0276-47-1936

納付書のバーコードをアプリで読み取るだけで簡単に支払えます。

対象税目 市県民税(普徴)、固定資産税、軽自動車税、国民健康保険税

納付方法 モバイルレジ(口座振替・クレジット払い)、LINE Pay

※クレジット納付にかかる手数料は本人負担になります。

市県民税特別徴収10月分

●納期限 11月10日(火) 期限内納入をお願いします。

※期限を過ぎると、延滞金がかかります(1000円以上の場合のみ)。

※内容に変更がある場合は「給与所得者の異動届出書」を速やかに提出してください。

新型コロナウイルスの影響により納税が困難な場合、徴収猶予の「特例制度」があります。詳しくは収納課へ問い合わせください。

収納課 ☎0276-47-1936

「女性の人権ホットライン」強化週間 11月12日(水)～18日(火)

DVやストーカーなどの女性の悩みごとの電話相談窓口です。

時間 午前8時30分～午後7時(土・日曜日は午前10時～午後5時)

女性の人権ホットライン ☎0570-070-810

※IP電話からは接続できません。

前橋地方方法務局人権擁護課 ☎027-221-4466

女性に対する暴力をなくす運動

11月12～25日は女性に対する暴力をなくす運動期間です。暴力は社会が克服すべき重大な人権侵害です。暴力のない社会づくりを進めていきましょう。

DVとは

配偶者やパートナーなど親しい関係で起こる身体的・精神的・性的・経済的等暴力のことです。DVは犯罪です。身近な間柄であっても、どんな場合でも、暴力は決して許されるものではありません。

相談してください

DV被害者は一人で悩み、誰にも相談できないでいる人がほとんどです。また家族に危害が及ぶことを恐れて、助けを求めることをためらう人もいます。被害者から相談を受けたときは、最寄りの相談機関に連絡してください。

相談実施機関	電話番号	相談受付時間
群馬県女性相談センター(配偶者暴力相談支援センター)	☎027-261-4466(相談専用電話)	月～金曜日(祝日、年末年始を除く)=午前9時～午後7時30分(弁護士による法律電話相談は事前予約制) 土曜日=午前10時～午後5時 日曜日=午後1～5時
太田警察署	☎0276-33-0110(代表)	24時間受け付け(夜間・休日は当直員対応)
太田保健福祉事務所	☎0276-31-8241(代表)	
市民そうだん課(市役所3階)	☎0276-47-1912	月～金曜日(祝日、年末年始を除く) 午前8時30分～午後5時15分
こども課(同)	☎0276-47-1911	
男性DV被害者相談電話	☎027-263-0459(相談専用電話)	毎月第2・4水曜日=正午～午後1時30分

市民そうだん課 ☎0276-47-1912



ツイッターでイベント・行政・災害などの情報を発信しています。
@OtaCity_PR

●広報課 ☎0276-47-1812

